

宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略調査特別委員会報告書への対応について

特別委員会報告書の意見・提言		対応方針(総合戦略への反映)
<b>基本目標に係る政策提言(ア 安定した雇用を創出する)</b>		
1	(ア) 農林水産業の振興について ・6次産業化の推進は開発された加工品をいかに商業ベースに乗せるかが鍵となる。	○6次産業化を推進するため、本市の1次産品を使用した加工品の開発及び販路の開拓・拡大に取り組むとともに、「うべ元気ブランド」認証制度の継続と認証製品の製造・販売を支援します。また、「うべまるごとネットワーク」を活用し、関係機関及び会員同士での情報交換及び連携を図ることにより、商品の製造・販売等を促進します。 ◆総合戦略素案P14(4)-①「うべ元気ブランドの育成等による食の魅力づくり」ア～エ参照【観光・6次産業推進課】
2	・担い手不足を解消し、農業を魅力あるものとして再構築するためには、中山間地の活性化を目指し、中山間地、耕作放棄地の活用について方向づけをすべきである。 ・本市としては、県等と連携して農業そのものの振興策として、中山間地、耕作放棄地の活用に取り組むことが重要である。	○耕作放棄地を活用し中山間地の農業を活性化するために、集落営農法人の設立や企業の農業参入を推進するとともに、農地の利用集積、経営安定のための支援や耕作放棄地の解消に取り組みます。また、農業の担い手を確保するため、新規就農者の育成に取り組みます。 ◆総合戦略素案P20(7)-①「効率的な営農経営への支援」ア～エ参照【農林振興課】
3	・農林水産業の振興においては、いかに収入を安定させ、就業が継続できるかが重要であり、KPIの検証については、就業を継続できることも要素とすべきである。	○農林水産業の振興のためには、就業が継続できることが重要であると考えております。このため、KPIについては、就業継続という視点を踏まえ、農林業については「企業の農業参入数」及び「新規農林業就業者数」を、水産業については「新規漁業就業者数」及び「漁業者一人当たりの漁獲量」を設定しています。 ◆総合戦略素案P20(7)-①「効率的な営農経営への支援」、P21(7)-②「漁業経営安定化への支援」参照【農林振興課、水産振興課】
4	(イ) 雇用、起業、創業の支援について ・雇用の創出とともに重要なことは、新卒者の就職率の向上とその定着の促進である。そのためには、企業、学校、行政が密に連携し、就職希望者への企業の説明機会の拡充や内容充実等により、ミスマッチの防止を図るとともに、地元企業への就職を希望する者への優遇措置を検討することが必要である。	○新卒者の就職率の向上と地元定着を図るために、県内の大学や企業、関係機関等との連携を強化し、新卒者の雇用機会の確保や地域産業の担い手としての人材育成に取り組みます。なお、地元企業への就職を希望する者への優遇措置については、今後の取組の参考とします。 ◆総合戦略素案P16(5)-①「若者・女性の就労や中小企業等の人材確保への支援」カ・キ参照【企業誘致・雇用創造課、政策企画課】
5	・既存の企業やベンチャー企業の情報発信の支援や、企業と就職希望者とのマッチング支援の充実などが必要であり、就職希望者や企業にとって利用しやすいように、雇用情報、住宅情報、就業希望情報等を集積することが大切である。	○雇用の拡大や起業・創業の促進を図るために、雇用情報を発信する中小企業との人材マッチング事業「UBEはたらこBASE」の充実や、若者や女性の就職応援プロジェクトの実施など、ニーズに対応した人材マッチングに取り組むとともに、うべ起業サポートネットワークの活用や、ふるさと起業家支援金の充実等により起業・創業を支援します。また、関係機関と連携して、事業展開に必要な情報や住まいに関する情報も積極的に発信していきます。 ◆総合戦略素案P15・16(5)-①「若者・女性の就労や中小企業等の人材確保への支援」ア・イ・カ、P16(5)-②「起業・創業の支援」ア～オ、P19(6)-④「海外経済交流の支援」ア、P23(1)-②「空き家の利活用促進」ア参照【企業誘致・雇用創造課、商工振興課、都市政策推進課、国際政策課、政策企画課、北部地域振興課】
6	・若者を引きつける、にぎわいのある魅力にあふれたまちの形成が重要である。	○若者を引きつけ、にぎわいのある魅力にあふれたまちを形成するため、大学との連携を通じて、「やまぐち未来創生人材育成・定着促進事業」に取り組むとともに、大学生等の若者の活動拠点となる「(仮称)若者未来センター」の開設や、公・民・学の連携による中心市街地を賑わいのあるまちに再生するための取組等に対して支援していきます。 ◆総合戦略素案P16(5)-①「若者・女性の就労や中小企業等の人材確保への支援」キ、P24(2)-①「大学等連携の推進」ウ参照【政策企画課、都市政策推進課】
7	・中高年の再就職支援や無就業者支援の取り組みの強化や、無就業者が意欲を持って働くための支援や意識づけなども大切である。	○人口減少社会にあっても、地域活力を維持していくためには、若者・女性の労働力の活用はもとより、高齢者が意欲と能力のある限り働き続けることができる社会を実現していく必要があると考えています。このため、関係機関との連携を強化し、中高年や若者・女性など、多世代にわたる雇用機会の確保に向けた取組を進めます。 ◆総合戦略素案P15(5)-①「若者・女性の就労や中小企業等の人材確保への支援」ア～オ参照【企業誘致・雇用創造課】
<b>基本目標に係る政策提言(イ 新しい人の流れをつくる)</b>		
8	(ア) うべの魅力発信と観光客誘致施策について ・宇部市は、自然災害が少ないなど安心安全で、自然環境に恵まれた都市であり、その特徴をしっかりとアピールすることで人口流入の促進を図ることが重要である。	○総合戦略素案24ページ(3)「地域資源を生かした交流・シティセールスの推進」に、下記のとおり追記します。 (1行目)本市の認知度をアップし、交流人口や移住・定住人口の増加を図るため、 <u>様々な媒体を活用し、豊かな自然と温暖な気候、充実した医療環境やフルラインナップの教育環境など、まちの魅力や暮らしやすさを積極的にPRしていきます。</u> 【広報・シティセールス課】
9	・観光資源の活用により観光客の増加を図るとともに、既存の宿泊施設の魅力アップのみならず、民宿などを含む観光客のニーズに合った多様な宿泊施設の充実を図ることが必要である。	○地域の隠れた観光素材を発掘し、その魅力をさらに高めることによって、新たな観光資源を創出し、観光客の増加を図るとともに、関係機関と連携し、民宿など観光客のニーズに合った多様な宿泊施設の充実を図ることで、滞在型観光への取組を強化します。 ◆総合戦略素案P11・12(3)-①「ツーリズム等の創出」ア～ケ参照【観光・6次産業推進課、文化・スポーツ振興課、北部地域振興課】

特別委員会報告書の意見・提言		対応方針(総合戦略への反映)
10	<b>(イ) UIJプロジェクトについて</b> ・空き家等を活用しながらテレワークスタイル導入等による創業者を誘致し、時間や場所にとらわれない在宅就業を促進することが求められる。	○ライフスタイルの多様化に伴い、テレワークやSOHOなど、時間と場所にとらわれないワークスタイルの需要が高まっています。本市では全域でブロードバンド環境が整備されていることから、空き家等をオフィスとして活用し、サテライトオフィスや在宅就業等の多様なワークスタイル実現のための支援を行います。 ◆総合戦略素案P16(5)-②「起業・創業の支援」エ、P17(5)-③「企業・オフィス等誘致活動の推進」イ、P23(1)-②「空き家の利活用促進」イ参照【都市政策推進課、政策企画課】
<b>基本目標に係る政策提言(ウ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる)</b>		
11	<b>安心、子育てトータルサポートについて</b> ・保育園等を利用しない保護者についても、安心して子育てができるように本市独自の支援を行うとともに、保護者が働かざるを得ない状況も多いことから、仕事と子育てが両立できる環境を整備するため、早朝保育、延長保育、低年齢保育、障害児保育などの一層の充実や、子どもの居場所づくりなどにより子育て支援を図る必要がある。	○子育てに関する不安感や負担の軽減を図るため、訪問による育児・家事援助を通じた支援を行うとともに、保護者間の交流や情報交換、子育て相談を行う場を地域に設置します。さらに、子育て支援に係る複合的サービスを一体的に提供する全天候型の子育て支援の拠点施設として、中心市街地に「(仮称)子どもプラザ」を整備します。また、仕事と子育てが両立できる環境を整備するため、延長保育や障害児保育、休日保育、病児・病後児保育等を引続き実施するとともに、小規模保育や居宅訪問型保育、事業所内保育等の保育事業に関する施設運営を支援します。子どもの居場所づくりとして、学童保育の充実を図るとともに、保護者の就労状況にかかわらず、就学前の乳幼児を受け入れ、幼児教育と保育を一体的に行う認定こども園の運営を支援します。さらに、子どもやひとり親家庭の医療費助成、多子世帯の保育料軽減等によって、子育てに係る経済的な負担軽減を図ります。 ◆総合戦略素案P28(1)-①「結婚・出産の支援」イ～オ、P29(1)-②「子育て環境の充実」ア～サ参照【こども福祉課、健康推進課】
12	・企業においても、若い世代の男女が協力し合って家庭生活を送り、人間らしい生活を送れるよう、ワーク・ライフ・バランスに配慮して残業を減らし、また、フレキシブルな勤務体制をとるなどの努力が求められる。	○男女共同参画社会の推進を踏まえ、男女が共に支え合い、お互いが協力して、仕事と家庭を両立できる社会の実現に向けた取組を推進していきたいと考えています。 ◆総合戦略素案P30(1)-③「ワーク・ライフ・バランスの推進」ア～エ参照【人権・男女共同参画推進課】
13	・乳幼児期の子どもにとっては、祖父母とのふれあいにより豊かな心が育まれ、教育的効果も期待できるため、三世同居を促進することも必要である。	○三世同居することについては、出産や子育てに関する不安や負担の軽減、高齢者の孤立防止や家族の絆の再生につながるものと考えています。本市では「子育て世代UIJターン奨励助成金」を創設し、三世同居の場合は助成金を増額しています。さらなる支援の拡充については、他自治体の状況や効果を調査・研究していきたいと考えています。 ◆総合戦略素案P22(1)-①「移住・定住への支援」エ参照【政策企画課、北部地域振興課】
<b>基本目標に係る政策提言(エ 地域資源を活用した多様な地域社会の形成を目指す)</b>		
14	<b>(ア) 中山間地域の活性化について</b> ・中山間地域の人口減少に対しては、自然環境を生かした拠点づくりが大切である。	○中山間地域の活性化のためには、住民が「これからも住み続けたい」と実感できるとともに、「行ってみたい、住んでみたい」と思えるような魅力ある地域づくりを進めていく必要があると考えています。このため、地域において主体的に策定する「地域計画」に基づき、地域の資源や特性を活かした「小さな拠点づくり」を促進していきます。 ◆総合戦略素案P36(2)-②「中山間地域づくりの支援」ア・イ参照【北部地域振興課】
15	・中山間地域を就労の場として起業や事業化を促進するための支援を行うことにより、中山間地域への移住、定住を図ることが重要であり、そのためには、空き家の利活用促進にもつながる空き家改修費用助成の拡充などにより、居住環境を整える必要がある。	○本市では移住・定住に関する相談窓口として、「おいでませ！うべ移住・定住サポートセンター」を運営しており、また、就労の場の確保や起業の支援など、移住者の充実した生活をサポートするため「移住・定住コンシェルジュ」を設置しています。さらに、移住・定住の受け皿として、空き家の利活用を促進するため、空き家改修に係る助成制度を創設しています。今後も、中山間地域への移住・定住の促進を図り、地域活力の創出に取り組んでいきます。 ◆総合戦略素案P16(5)-②「起業・創業の支援」ア・イ、P22・23(1)-①「移住・定住への支援」ア・オ、P36(2)-②「中山間地域づくりの支援」ウ～カ参照【企業誘致・雇用創造課、政策企画課、北部地域振興課、農林振興課】
16	・将来を見据えた新しい農業のあり方を再考し、魅力ある農作物の栽培の取り組みなどを行うことが重要である。	○耕作放棄地を活用して、6次産品の原料となる農作物等を作付する農業者等に対し支援を行うとともに、「宇部版ライオンガルテン」の導入や地域に適した新たな農作物の栽培を推進します。 ◆総合戦略素案P20(7)-①「効率的な営農経営への支援」エ、P36(2)-②「中山間地域づくりの支援」カ参照【農林振興課】
17	<b>(イ) 地域コミュニティの創生について</b> ・「元気・安心・地域づくり」の実施校区数だけでなく、各種イベント、行事に参加できる市民を増やしていく取り組みや、継続できる取り組みを支援することも必要である。	○地域団体や市民活動団体が行う、地域資源を活用したコミュニティビジネスや、地域の活性化或いは地域課題の解決につながる優れた企画提案事業への支援などにより、元気な地域づくりに向けた継続的な取組を進めていきます。 ◆総合戦略素案P35(2)-①「元気・安心・地域づくりの推進」オ参照【市民活動課】
18	<b>(ウ) 地域包括ケアシステムと高齢者の生きがいについて</b> ・高齢者に対して、生涯現役として、子育てへの参加や、あるいは各自の能力を生かした再就職を促すことも必要であり、企業の積極的な受け入れ努力も求められる。	○総合戦略素案P33(1)-①「地域支え合い包括ケアシステムの強化」ウに、下記のとおり追記します。 ・新総合事業の受け皿として、有償ボランティアによる生活支援、買い物支援体制の整備と高齢者の雇用促進を図ります。また、高齢者が健康で意欲と能力のある限り、年齢に関わらず働き続けられる生涯現役社会を実現するため、「宇部市シルバー人材センター」への支援など、国等の関係機関と連携し、高齢者の就業機会の確保を図ります。 【高齢者総合支援課、企業誘致・雇用創造課】

特別委員会報告書の意見・提言		対応方針(総合戦略への反映)
19	<p><b>(エ) 行政機能の効率化について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政事務の効率化やコスト削減の観点から、広域行政の推進が求められる。</li> </ul>	<p>○人口減少社会において、持続可能な行政サービスの提供体制を構築するためには、近隣市との地域間連携による取組も重要であり、広域連携による市民サービスの拡充や職員の人事交流に取り組むとともに、定住自立圏構想や連携中枢都市圏構想の策定及び実施に向けて、関係市との協議を進めていきます。</p> <p>◆総合戦略素案P38 (3)-①「広域行政の推進」ア～オ参照【政策企画課、職員課、水道事業部】</p>
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設の整備及び維持管理においては、広域利用の視点を持って、近隣自治体との連携・協力による共同設置、共同利用を進めるべきである。</li> </ul>	<p>○人口減少社会における公共施設の整備及び維持管理については、公共施設マネジメントの視点から、近隣市との広域利用・共同利用について検討していく必要があると考えています。</p> <p>◆総合戦略素案P38 (3)-②「効率的な行政運営の推進」イ参照【行政改革推進課、政策企画課】</p>
<p><b>基本目標に係る政策提言(オ「にぎわいエコまち計画」に基づく都市基盤の整備)</b></p>		
21	<p><b>中心市街地の魅力向上について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既に中央町三丁目第一地区の整備は終了しているが、その現状分析、検証がなされた上で、高齢化や人口減少社会に対応できる長期的展望に立った計画であることが必要である。</li> </ul>	<p>○本市では、平成12年に策定した「中心市街地活性化基本計画」に基づき、中央町第一地区など市街地の整備を進めてきました。第二地区については、建物の除却や道路の拡幅など整備に着手していますが、現在のところ計画半ばであり、今後も整備を進めることで効果が発現するものと考えています。このような中、「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、住民や民間事業者と一体となって、魅力的で利便性の高い、にぎわいのある持続可能なコンパクトなまちづくりを進めるため、現状分析を踏まえ、計画期間を10年とした「宇部市にぎわいエコまち計画」を平成27年3月に策定しました。この長期にわたる「にぎわいエコまち計画」に基づいて、計画に示す「多極ネットワーク型コンパクトシティへの転換」、「エネルギー利用のスマート化」、そして「市の顔としての中心市街地の魅力向上」の実現を目指すとともに、都市拠点としての中心市街地の整備を「総合的整備計画」として先導的に進め、公民連携によって、まちなかのにぎわい創出に取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>◆総合戦略素案P8 基本目標5「にぎわいエコまち計画に基づく都市基盤の整備」参照【都市政策推進課】</p>
22	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央町三丁目における若者・子育て世帯に対する居住支援については、子育て世帯が実際に中央町に住みたいと思うのか、居住する世帯のニーズに合っているのかなどを十分検証する必要がある。</li> <li>子育て支援拠点としての(仮称)子どもプラザの設置についても、子育て環境として適切な場所か、また、市外からの利用者が見込まれるのかなども十分検証する必要がある。</li> <li>中心市街地の魅力向上については、国の補助制度を利用したさまざまな事業が予定されているが、事業効果の事前検証をしっかりと行いながら、中心市街地の整備にあたっては、計画ありきではなく、市民の意見を幅広く聴取し、十分検証したうえで、責任ある施策を展開することが極めて重要である。</li> </ul>	<p>○中心市街地の活力や、にぎわい創出のためには、若い世代の居住誘導や交流の場づくりが必要であると考えています。中央町三丁目第一地区においては、若者や子育て世帯が既に居住していることから、第二地区においても魅力的なまちづくりを進めることにより、居住ニーズが高まるものと思われま。</p> <p>(仮称)子どもプラザについては、子育ての支援拠点に対する市民ニーズに基づいて整備するものであり、市内外を問わず多くの人々が利用できる施設にしたいと考えています。また、中心市街地に設置することにより、まちなかのにぎわい創出に繋がるものと考えています。</p> <p>なお、総合戦略の各施策については、市民、産業界、行政、教育、金融機関、労働団体、マスコミ等の幅広い関係者により構成された「宇部市地方創生推進協議会」から随時ご意見をいただき、施策の効果的推進を図ることとしています。この体制により、定期的に個別事業の検証や改善(PDCA)等を行いながら、総合戦略の取組を進めていきたいと考えています。</p> <p>◆総合戦略素案P40 5-(1)「総合的整備計画の推進」オ～ケ、P41 IV「総合戦略の推進体制」参照【政策企画課、都市政策推進課】</p>